

国会を骨抜きにする

国会議員が特定秘密保護法案を成立させることは、自分で自分の首を絞めるようなものだ。法案概要によれば、政府は、国会への特定秘密の提供を秘密会であつても拒むことができる。秘密会に秘密が出てきた場合でも、参加した議員が誰かに伝えれば漏えい罪で罰せられる。「国権の最高機関」である国会の根幹が否定されかねない。

(上田千秋、鈴木伸幸)

秘密保護法案



秘密保護法案概要のポイント

- 漏えいすると国の安全保障に著しく支障を与える恐がある情報を特定秘密に指定
- 特定秘密は①防衛②外交③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止④テロ活動防止一に関する事項
- 特定秘密を取り扱う公務員や民間の契約業者らが漏えいすると、最高10年の懲役刑
- 人を欺くこと、脅迫、窃取、不正アクセスなどによる特定秘密の取得も最高10年の懲役刑
- 未遂、共謀、教唆、扇動も処罰の対象

秘密保護法案が成立する
と、国会は機能不全に陥り
かねない=東京・永田町で

井上氏は政府の疑惑について「国会議員は、院内の演説や討論について責任を問われない『免責特権』を持つている。それを盾に特定秘密の内容をばらす議員が出ることを心配しているんだろ」と分析。だが、「秘密会にするかどうかや、そこに秘密を出させるかどうかの判断は国会が行うべきもの。概要では行政機関の長の意向で決められることになり、国会

ただ、秘密会にするかどうかは国会の権限。政府が秘密会を強要するだけで十分に国会軽視である。これに加えて概要の文言を読み解けば、行政機関の長が支障があると判断したら、秘密会であっても国会には秘密を出さなくてもよいといつことになる。

そもそも国会は公開の場での議論が大前提で、秘密会は簡単に許される性質のものではない。衆参両院の事務局によると、これまでに開かれた本会議ではともにゼロ。各常任・特別委員会でも平成に入つてからは、逮捕許諾請求に関する案件を中心に衆議院七件、参議院は一件しかない。また、法案が国会議員にまで罰則を科そうとしていることも、危うさを含んでいる。守秘義務が課せられ、第三者の意見を仰ぐこともできなくななる可能性があるからだ。概要では、公務員たるよる漏えいは最高十年の懲役刑。国会議員でも同五年の懲役刑になるとされている。故意の場合は未遂や共謀、教唆の規定まで設けられる。「秘書に何かを調べさせたり、有識者に意見を求めるといったことすらできなくなれる。党に持ち帰つての議論すらできないのであれば、政党政治の否定につながる」(井上氏)

「このままでは国会議員の権限が大幅に制限され、国民主権の原則までも傷つけられかねない」視されているのは、憲法日本弁護士連合会の秘密保全法制対策副本部長関と記されている国会を務める井上正信弁護士は懸念を強める。秘密保護法案は①防衛

②外交③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止④テロ活動防止の四条で「国権の最高機密」と記されている国会を軽んじるような内容が数多く含まれている点だ。

政府が今月三日に発表した法案概要によると、出する際の条件を①公開化されない②わが国の安全に対する恐れがない一状況と規

政府判断で「秘密会」に

党内議論でも最高懲役5年